

介護事業所向け補助金

介護ロボット・ICT等を導入する事業所を支援します！



補助対象事業所・施設

県内の指定介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※過去に県の補助金を受けた事業所・施設も補助対象です。

補助対象機器

- ・「福祉用具情報システム（TAIS）」で「介護テクノロジー」として選定された機器等
- ・職員の身体的負担軽減や業務効率化など、介護サービスの質の向上につながる機器等



(公財) テクノエイド協会
福祉用具情報システム
(TAIS)



出典：厚生労働省・（公財）テクノエイド協会
令和6年7月 厚生労働省「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」介護ロボットの試用貸出リスト

スケジュール

**7月7日（月）介護生産性向上総合相談センター開設
補助金申請受付をスタート（11月30日まで）**

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7/7 ← 申請受付 → 11/30					※到着順に審査・手続きします。 申請金額が予算額に達した 時点で受付を終了します。			
交付決定（随時）								
実績報告								
額の確定・支払い								

裏面あり

令和7年度山口県介護テクノロジー定着支援事業

補助額

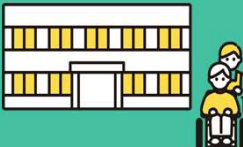
対象となる経費の**4分の3**と以下の区分ごとの**補助上限額**を比較して**低い方の額**

区 分			補助上限額
① 介護テクノロジーの重点分野のうち 移乗支援（装着・非装着型）・入浴支援機器			100万円/台
② 生産性向上に資する機器等			
介護テクノロジー重点分野のうち 移乗支援（装着・非装着型）・入浴支援機器以外の機器			30万円/台
介護テクノロジーの 重点分野のうち 介護業務支援に 該当する介護ソフト			250万円/事業所
職員数に応じて ライセンス数が 変動する契約の場合は 右の上限額内	職員数1～10人		100万円/事業所
	職員数11～20人		150万円/事業所
	職員数21～30人		200万円/事業所
	職員数31人以上		250万円/事業所
「介護業務支援」に該当するテクノロジーとそのテクノロジーと 連動することで効果が高まるテクノロジーのパッケージ型導入 例：介護業務支援機器+見守り・コミュニケーション機器 介護業務支援に該当する複数の機器 介護記録ソフト+介護請求ソフト			1,000万円 /事業所

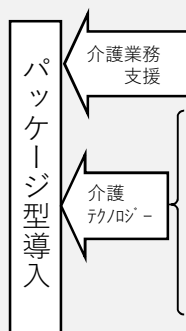
- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所は、令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始することが、補助金交付の条件となります。（居宅療養管理指導を除く）
- ・主となる機器の導入に付帯して必要となる経費（通信環境整備、情報端末、取付工事費等）も補助対象
- ・主となる機器と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット）の補助上限額は10万円/台
- ・機器の数の上限は、1事業所あたり1,000万円以内で県が必要と認める台数

申請例

A特別養護
老人ホーム



定 員：60人
職員数：20人



導入機器	台数等	補助対象経費(円)	補助申請額(円)
①介護ソフト（職員数に応じたライセンス数の変動なし）	1本	2,250,000	1,687,500
②センサーマット（見守り機器）	60台	10,080,000	7,560,000
③タブレット（②の付帯経費）	20台	1,052,000	789,000
④インカム（生産性向上に資する機器等）	20台	198,000	148,500
計			10,185,000

→ パッケージ型の補助上限額1,000万円適用

10,000,000

お問い合わせ

山口県介護生産性向上総合相談センター（（公財）介護労働安定センター山口支部内）

電 話：083-920-0926

受付時間：8時30分～17時（土日祝日を除く）

E-mail：kaigoyamaguchi@kaigo-center.or.jp

「かいごへるぷやまぐち」のホームページ（<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>）でもご案内しています。